

平成23年1月11日

全国社会保険労務士会連合会 ご担当者様

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
納付金部長 野村 栄



障害者雇用納付金制度事務説明会の開催に係る周知への協力をお願い

日頃から、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営に多大なご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年12月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、障害者雇用納付金制度（以下「納付金制度」といいます。）について、別添1の「納付金制度改正のポイント」にある3点が平成22年7月1日から施行されました。

納付金制度は、障害者の雇用は事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者の雇用の促進と安定を図るために設けられている制度です。

このため、事業主の皆様には、法の趣旨を十分にご理解いただき、確実に納付金の申告、納付を行っていただくことが必要です。

この改正後の納付金制度による最初の申告、納付の期限は平成23年4月1日から5月16日まで（※）となるため、事業主の皆様には申告、納付を適正に行っていただきますよう、納付金制度改正のポイントから申告・申請書の記入方法や納付方法まで、具体例を示しつつわかりやすく説明する「納付金制度事務説明会」を別添2のとおり平成23年2月、3月を中心に全国各地で開催いたします。

つきましては、納付金制度事務説明会の趣旨や開催日程等を貴団体の会員等の皆様に周知いただくことについてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆となりましたが、貴団体及び会員等の皆様のますますのご発展をお祈りいたします。

（※）年度途中での事業廃止等の場合は取扱いが異なります。

【本件担当】

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構納付金部改正制度準備室

TEL 03-5400-1644

ホームページアドレス <http://www.jeed.or.jp/>

説明会の開催日程は、機構ホームページからも
ご覧いただけます。